3　保険の目的たる漁船について、開始日から起算して過去五年間に、当該漁船を保険の目的とする漁船保険の保険関係が成立していないものについては、七等級とする。

4　保険の目的たる漁船について、開始日の直前の漁船保険の保険関係（以下「直前保険関係」という。）に適用されていた保険成績等級と異なる保険成績等級が適用される場合におけるその変更の限度は、次のとおりとする。

(1)　保険成績等級が直前保険関係に係る保険成績等級より増加する場合は、当該直前保険関係に係る保険成績等級に加える数は三を限度とする。

(2)　保険成績等級が直前保険関係に係る保険成績等級より減少する場合は、当該直前保険関係に係る保険成績等級から差し引く数は三を限度とする。ただし、保険の目的たる漁船について、開始日から起算して過去五年間のうちに当該漁船を保険の目的とする漁船保険に付されていた期間が三年以内である場合は、当該直前保険関係に係る保険成績等級から差し引く数は二を限度とする。

十　水産庁長官が定める標準価額に対する保険価額の割合

(一)　百分の五十以上百分の七十未満

(二)　百分の七十以上

十一　総トン数一トン当たりの保険価額

(一)　総トン数百トン以上の動力漁船

(1)　四十万円未満

(2)　四十万円以上五十万円未満

(3)　五十万円以上六十万円未満

(4)　六十万円以上七十万円未満

(5)　七十万円以上八十五万円未満

(6)　八十五万円以上百二十五万円未満

(7)　百二十五万円以上二百万円未満

(8)　二百万円以上

(二)　総トン数一トン以上百トン未満の動力漁船

(1)　百万円未満

(2)　百万円以上二百万円未満

(3)　二百万円以上四百万円未満

(4)　四百万円以上六百万円未満

(5)　六百万円以上

十二　損害塡補の範囲

(一)　全損、分損及び救助費を塡補の対象とするもの

(二)　全損、分損、救助費及び特別救助費（漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号。以下「規則」という。）第二十一条第一項第二号に掲げる額をいう。以下同じ。）を塡補の対象とするもの

(三)　全損及び救助費を塡補の対象とするもの

(四)　全損、救助費及び特別救助費を塡補の対象とするもの

(五)　全損、特定分損（規則第三十三条の特約において、沈没、座礁、衝突（氷との衝突を除く。）及び火災の原因によって生じた分損のみを塡補することとされている場合における当該分損をいう。以下同じ。）及び救助費を塡補の対象とするもの

(六)　全損、特定分損、救助費及び特別救助費を塡補の対象とするもの

十三　分損又は特定分損において塡補の対象となる分損の額から百万円を控除して塡補するもの

○農林水産省告示第百六十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の四第二項第一号、第百十八条の二第二項及び第百二十六条の三第二項の規定に基づき、普通損害保険、漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。）及び漁船積荷保険の基本部分の純保険料に対応する部分の率の算定の基礎となる期間を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行し、平成二十年三月二十五日農林水産省告示第四百八十二号（漁船損害等補償法第百十三条の四第二号の規定に基づく普通損害保険等の純保険料率の算定の基礎となる期間を定める件）は、平成二十九年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十九年一月三十日　農林水産大臣　山本　有二

一　漁船損害等補償法（以下「法」という。）第百十三条の四第二項第一号の規定に基づく普通損害保険の基本部分の純保険料に対応する部分の率（以下「純保険料率」という。）の算定の基礎となる期間は、平成七年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間とする。

二　法第百十八条の二第二項の規定に基づく漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。）の基本部分の純保険料率の算定の基礎となる期間は、平成七年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間とする。

三　法第百二十六条の三第二項の規定に基づく漁船積荷保険の基本部分の純保険料率の算定の基礎となる期間は、平成七年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間とする。

○農林水産省告示第百六十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の四第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める率を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年一月三十日　農林水産大臣　山本　有二

一　漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第一号の率（以下「通常純保険料率」という。）

(一)　全損、分損及び救助費を塡補の対象とする場合

漁業等の種類	船質	無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	総トン数五トン以上の動力漁船				
			総トン数五トン以上二十トン未満	総トン数二十トン以上五十トン未満	総トン数五十トン以上百トン未満	総トン数百トン以上二百トン以上	
近海等漁業（Ⅰ）	木船	三・五三％	三・〇七％	一・七〇％	一・一八％	一・九八％	〇・七八％
	鋼船	一・八九％	一・五一％				
近海等漁業（Ⅱ）	木船	二・二七％	二・一九％	―	―	―	―
	鋼船	二・一四％	二・一〇％				
内海漁業	木船	三・一二％	三・一〇％	―	―	―	―
	鋼船	一・八二％	一・二三％				
内湾及び内水面漁業	木船	二・七二％	二・八五％	―	―	―	―
	鋼船	一・九〇％	一・四五％				
かつお・まぐろ漁業	木船	―	二・八三％	二・一二％	二・三〇％	一・七八％	〇・五六％
	鋼船	―	二・二六％				
いか釣り漁業	木船	―	三・三九％	三・一〇％	二・四六％	一・八一％	〇・八四％
	鋼船	―	二・六一％				